

---

平成30年 第1回(定例)日出町議会会議録(第3日)

平成30年2月16日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

平成30年2月16日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

---

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

---

出席議員(15名)

1番	衛藤 清隆君	2番	岡山 栄蔵君
3番	阿部 真二君	4番	上野 満君
5番	金元 正生君	6番	川西 求一君
7番	岩尾 幸六君	8番	土田 亮治君
9番	池田 淳子君	10番	工藤 健次君
11番	安部 三郎君	12番	森 昭人君
14番	熊谷 健作君	15番	佐藤 二郎君
16番	白水 昭義君		

---

欠席議員(1名)

13番 佐藤 隆信君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 井川 功一君 次長 河野 匡位君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	本田 博文君	副町長	……………	目代 憲夫君
教育長	……………	堀 仁一郎君	会計管理者兼会計課長	…	土谷美香子君
総務課長	……………	野上 悟君	財政課長	……………	脇 英訓君
政策推進課長	……………	大塚 一路君	契約検査室長	……………	川野 敏治君
税務課長	……………	岡野 修二君	住民課長	……………	堀 雅之君
福祉対策課長	……………	阿部 孝君	子育て支援課長	……………	佐藤久美子君
健康増進課長	……………	利光 隆男君	生活環境課長	……………	岩尾 修一君
商工観光課長	……………	藤原 寛君	農林水産課長	……………	今宮 明君
都市建設課長	……………	松本 義明君	上下水道課長	……………	佐藤 義人君
教育委員会教育総務課長	…	藤本 英示君	教育委員会学校教育課長	…	浅野 邦広君
生涯学習課長	……………	佐藤 寛爾君	文化振興室長	……………	工藤 智弘君
監査事務局長	……………	宮本 洋二君	総務課課長補佐	……………	帯刀 志朗君
財政課課長補佐	……………	白水 順一君			

---

午前10時10分開議

○議長（白水 昭義君） 皆さん、おはようございます。きのうに引き続き御苦労さまです。

---

**開議の宣告**

○議長（白水 昭義君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（白水 昭義君） 日程第1、きのうに引き続き、一般質問を行います。

9番、池田淳子君。

○議員（9番 池田 淳子君） 改めまして、おはようございます。9番、公明党の池田淳子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、重度心身障がい者の医療費助成についてお尋ねをいたします。

現在、子供医療費助成やひとり親家庭の医療費助成につきましては、既に現物給付が実施されております。私たち公明党大分県本部女性局は、毎年広瀬知事に対しまして予算要望を行ってお

ります。その中で、この重度心身障がい者の医療費の助成につきましては、長年にわたり現物給付を要望してまいりました。

しかし、現物給付とした場合、受診がふえ、医療費が増加する傾向があることから、国が国民健康保険の国庫負担金の減額調整、いわゆる国保ペナルティーの措置が講じられるため、なかなか実現には至りませんでした。

昨年12月の大分県議会で、我が党の吉岡県議の一般質問におきまして、この重度心身障がい者の医療費助成についての質問に対し、2019年度より自動償還払いを導入するとの答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。

この助成の対象となる方の人数は何人いらっしゃいますか。

○議長（白水 昭義君） 福祉対策課長、阿部孝君。

○福祉対策課長（阿部 孝君） 池田議員の質問にお答えいたします。

対象者につきましては、平成30年2月1日現在で747人となっております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 現在の申請方法はこういった形態になっていますでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（阿部 孝君） 現行の申請方法につきましては、日出町重度心身障がい者医療費支給申請書を役場にとりに来ていただき、申請者の記入欄に、氏名、受給者番号、保険内容を記入していただいております。その申請書をかかった医療機関に提出いたしまして、医療機関記入欄に保険診療の総点や自己負担額を証明してもらい、役場のほうに提出していただいております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） この747人の方々が毎回必ず病院にかかるとは限りませんが、その病院にかかった方が、全ての方がこの申請を現行の方法で行っていますか。手続が面倒といいますか、なかなか手間のかかることですので、申請をせずにそのままという方もいらっしゃるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（阿部 孝君） かかった金額が少額であったりとか、この申請の期間が1年を超えますと、時効となります。そういう方がいらっしゃいますので、その方については未申請という形になっております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） そういう方が多分いらっしゃるだろうなというふうに思いますが、この自動償還払いになることによってどういう詳細といたしますか、手続の方法はわかりますかね。

○議長（白水 昭義君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（阿部 孝君） この申請につきましては、年1回、重度心身障がい者医療費支給資格の更新申請がございます。この1回をすることによりまして、自動償還払いの移行につきまして、その1回で済むという形になります。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 自動償還払いになることによって、要は給付が申請をしなくても、きちんと少額であろうと、手続を怠ることなくできるということになるわけですね。現行の日出町の負担額は幾らでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（阿部 孝君） 現行の日出町の負担額ということですが、平成28年度の事業費は6,753万6千円、2分の1の県補助がついておりますので、日出町の負担額は3,376万8千円となっております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 今の負担額という形では、自動償還払いになることによって若干の増額ということが見込まれるのかなというふうに思いますけども、でも、これは一手間を外す、削除できるという意味においては、重度心身障がい者の方の負担を軽減するというところに寄与ができるのかなというふうに思っております。この制度の移行に伴いまして、システム改修などの費用が発生するのかなと思いますけども、その際の費用負担はどのような形になりますでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（阿部 孝君） 制度移行に伴い発生する費用についてでございます。

現在使用しているシステムの改修費に324万円、ただし、県が2分の1の補助を行う予定でございます。さらに、県の試算では、国保連合会のシステム改修費の負担額が255万1千円となっており、初期投資は合わせて417万1千円が見込まれています。

また、自動償還となることにより、これまで未申請だった分も対象となります。他県では、その伸び率が1.15倍との実績が出ており、それをもとに試算した日出町での事業費の増額は1,013万円、そのうち日出町の負担増額は506万5千円となります。

さらに、国保連合会に各医療機関の診療実績を取りまとめる事務を委託することから、手数料と日出町の負担増額分を合わせますと、毎年578万5千円の増額となる見込みです。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 多少負担はふえますけども、これは、先ほどから申しておりますように、障がいのある方にとっては非常に助かることだと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

県議会での一般質問は、12月5日に行われました。この件に関しまして、翌日の新聞に大きく取り上げられておまして、一手間を省くという見出しで新聞が報じられておりました。その中で、11月13日に市町村長と意見交換を行い、自動償還払いを推進する意見が大勢を占めたとのことですが、本田町長は、この自動償還払いについてはどのような考えをお持ちだったのでしょうか。その場での意見として何か御発言をいただいたのか、この自動償還払いについての考えをお聞かせください。

○議長（白水 昭義君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 池田議員の御質問にお答えします。

知事と市町村長との意見交換会、私も出席をしておまして、特に市町村長から意見はなかったように思いますが、皆さん賛同だったというふうに思っております。これは、先ほど池田議員の最初にお話ありましたけども、これまで知事に現物給付を要望してきたというお話でした。自動償還払いですから、現物給付に近い償還払いということで一定程度進んだというふうに思っています。

私があるときちょっと発言したのは、制度を行うことについてではなくて、事務をする中で、今、阿部課長のほうから国保連合会のほうで診療実績を取りまとめるという話がありましたけども、今社会保険からの情報が国保連合会に来ていない中でどうやってするんですかという質問はいたしました。制度が円滑に進むように、事務手続がそごのないように、できるようにという思いでそういう質問をしたところです。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 社保との連携がどうなるのか、まだちょっと手探りの状態なのかなというふうには思いますが、一步前進、先ほどおっしゃっていただきましたように、長年現物給付というのが一番手間といますか、当事者にとっては負担がなく解消できるのかなというふうに思って、私たちもそういった要望をしてきたわけですが、先ほど申し上げましたように、国保のペナルティーという大きな壁に阻まれて、なかなかそれを実現することが

できませんでした。

自動償還払いですと、国保ペナルティーを免れますというか、回避ができるということから、この自動償還払いの導入に至ったと認識をしております。広瀬知事のほうもずっと考えていただいたのかなというふうに感謝と敬意を表したいと思っているところです。

本町長もそういった県におられましたから、いろんな事務手続の煩雑さですとか、そういったことも認識した上で、そういった前向きな御意見をいただいたんであろうと理解をしております。大変にありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

学校での心肺蘇生教育についてお伺いをいたします。

昨年12月議会でも、AEDについては取り上げさせていただきました。今回は学校教育現場での状況について伺いたいと思っております。学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかし、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1%、中学校では28%、高等学校でも27.1%と、非常に低い状況にあります。

児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。

そこで、お尋ねいたします。

各小中学校でAEDの取り扱いも含め、児童生徒への心肺蘇生教育は行っていますでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長、浅野邦広君。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） では、池田議員の御質問にお答えします。

心肺蘇生法の指導については、議員指摘のとおり、中学校の保健体育の学習指導要領に位置づけられております2年生の授業で現在実施しております。その際、AEDについては、実物を見せながら使い方の説明はしていますが、全員に実習するという、そういう実習については十分な取り組みはできていません。小学校では学習指導要領に位置づけられていないため、実施しておりません。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 使い方がわからないと、実際に使い方の指導というのが必要になるのではないかなと思います。小学校にもAED、もちろんありますね。全て先生に任せて、先生の対応、低学年はちょっと無理でしょうけども、中学年、高学年になると、ある程度の使い方の理解はできるのかなというふうに思うんですが、実際の使い方も含めて、そういった指導を行う予定はございませんか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） AEDは各学校に設置されておりますが、指導時間の確保であるとか機材であるとか、そういうものを十分にそろえるのは大変な部分もあります。中学校においては、数年に一度ですが、消防署の方を講師として招いて実習をしておりますが、ただ、例えば日出中などでは、1つの学年でも二百三、四十名いますので、全員が1人ずつ実習をするというのは非常に困難で、代表者が何人かする程度で、それを周りが見ているというような状況で、全ての生徒が使用できるようになるまでは、実際は、先ほど言ったような時間や機材の関係で困難ではないかということでもあります。

ですから、先ほど言いましたように、実物は見せながら、前で説明をするという、今その程度にとどまっているところでありますが、先ほど言いました中学校に関しては消防署等に依頼するようなことを数年に一度とか、そういうことであれば今後検討できるのではないかと思います。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 消防の方との連携をしていただいて、それは小学校でも行えるのかなと思いますので、御検討をいただきたいと思います。

あと教職員への講習の実施状況、定期的に行っているのか、もしくは期日は決めていないけども、行っているのかをお聞かせください。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） では、お答えしますが、防災士の資格を取得している教員が各校に1名以上います。また、大分県教育委員会主催の学校安全研修会に各校から担当者が参加して、救命講習を受けています。これは毎年あります。それらの教員や養護教諭を中心に、小学校では、夏休み前のPTAで、保護者とともに講習会を実施しています。中学校では、希望する職員を中心に講習会を学校内で実施しております。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 防災士さんもそうですけども、救命講習等を行っているということですので、それは安心をいたしました。せっかくあるAEDですので、使えるような状況であることが望ましいかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

次に、これも関連しますが、現在、国民の2人に1人が気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患していると言われております。アレルギー疾患の中には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死亡に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で、日常生活に多大な影響を及ぼしております。

総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、平成26年6月20日にアレルギー疾患対策基本法が成立をいたしました。当然のことながら、今回は食物アレルギーのことにしてお聞きをいたしますけれども、当然のことながら食育の推進、給食の充実が進められる教育現場におきましては、アレルギー疾患を持つ児童生徒への対応も図らなければなりません。現在の対応はどのように行っていますでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 就学就園前にアレルギー対応の申請のあった保護者に対し、学校、園と給食センター職員で面談を実施して、対応について協議しています。対応内容については、安全を最優先し、文科省の学校給食における食物アレルギー対応指針や県の学校、幼稚園における食物アレルギー対応の手引をもとに判断しています。

除去食、アレルギー物質を取り除いたものですね。除去食による対応を実施するようになった場合は、除去食が対象者に確実に行き渡るよう、学校、園と給食センターで連携して取り組んでおります。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 丁寧な対応は大変だと思いますけれども、以前大事には至りませんでしたけど、誤ってアレルギー物質を摂取してしまい、アナフィラキシーショックを起こした事案がありました。あつてはならないことですが、万が一、またそのような事態になった場合の対応はどのように行うのでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 各学校作成の学校危機管理マニュアルに従って行動します。議員が言いましたように、対象者が誤ってアレルギー物質を摂取した場合は、まず養護教諭を中心に対応をし、様子を見ますが、状況によっては病院へ搬送します。もちろん、保護者へ連絡いたします。その場合、呼吸困難などのショック症状が見られる場合は、早急な対応が必要になりますので、救急車で搬送を依頼します。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） アナフィラキシーショックには、エピペンが有効であるというふうに常識になってまいりましたが、現在、そのエピペンを処方されている児童生徒さんはいらっしゃいますか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 人数につきましてはこちらも把握しておりますが、ごく数名なんですけども、おります。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） これは処方をして児童生徒が持つということになるかと思うんですけども、その保管管理、本人が持つておくのか、それとも学校のほうで管理をするのか、それはどちらでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 関係する全ての学校で言えることですが、管理については児童がかばんの中に入れて保管しています。ただし、その対象の児童名や保管場所については全職員が把握しており、対応できるようにしています。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） 今お聞きをしようと思っていたんですけども、全部の教職員の方が対応できるということで安心はしておりますけども、打つことが先生方もちゅうちょするといえますか、判断に非常に悩むところだというふうに何かお聞きをいたしたことがあります。多くの先生方で情報の共有はもちろんですけども、エピペンは迷わず打てというふうに何か言われているようで、いち早く対応していただくことを望みます。

野外活動等で、例えば蜂に刺されたとか、そういった蜂でもアナフィラキシーショックというのが起こります。蜂の種類によって違いはありますけども、おおよその蜂の活動時期というのは、7月から10月にかけて攻撃性が増して危険な時期のようであります。

野外活動、例えば遠足や夏のプールでの水泳授業、ちょうどその時期に当たるのではないかなというふうに思うわけですけども、蜂に刺されることにより、アナフィラキシーショックを起こす場合が考えられますけども、そういった場合、学校にエピペンを常備するということ是可以するんですかね。先ほども処方して個人、本人が持つということが基本だとは思いますが、そういった不特定、急なそういった事例の発生によるアナフィラキシーショックの対応のためにエピペンは処方せずに学校に常備するということ是可以するのでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 先ほど数名が学校にエピペンを持ってきているという話をしておりますが、それは保護者と学校の間で合意形成というか、話が十分にできていますが、学校では年度当初に保健調査を実施して、食物やほかのアレルギーの症状について、それを持つているお子さんについては把握しています。いろんな野外活動においても、例えば宿泊を伴うような活動においては、その都度お子さんの健康状況を調査して、学級担任や養護教諭が把握

しておりますし、緊急時のための病院等も確認をしています。

野外活動中に蜂に刺された場合は、基本的に行事であれば養護教諭が対応しますが、先ほどの水泳、夏休みの水泳も含めて、そういうときは、そのお子さんをこちらで多分把握できていない場合が多いと思いますので、急にエピペンを、例えば学校で常備して打つとか、そういうことはちょっと考えにくいと思いますので、ショック症状が見られる場合は、救急車で即搬送するということになると思います。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） そのエピペンを常備するということができるんですか、処方なしにそういった方が一のために備えての常備というのはどうなんでしょうか、わかりませんか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 済みません。そのあたりは私のほうまだ勉強不足で、できるかどうかというのは、ここではお答えはできませんが、基本的には、先ほど言ったように、持っているお子さんは医師が処方して、保護者と学校の間で合意形成ができておりますので使用できると思うんですが、そのお子さんについては、そのアレルギーによる症状なのかどうかとか、そういうところがわかりませんし、個人差もあると思いますので、簡単にそれを打つとかいうことはできないのではないかと思いますし、学校で通常から管理しておくことができるのかどうかというのは多分難しいと思いますが、そこはまたこちらでちょっと研究をさせてください。

○議長（白水 昭義君） 池田君。

○議員（9番 池田 淳子君） このエピペンの有効性は御存じいただいていると思いますし、アナフィラキシーショックという症状が、どういう状況がそういう状態なのかということも養護教諭の方じゃないとわからないのかもしれませんが、このエピペンというのがそういうショック状態のときには功を奏すということはわかっていることですので、またその辺の調査研究をしていただいて、それが夏休みのプールのときだったと思いますけども、ちょっとそういうお声をお聞きしました。ちょうど蜂が飛んできて危ないといいますが、もし刺されるとというふうな懸念があったそうです。

そういうエピペンの常備があればいいのという御相談をいただいたんですけども、そういう処方されてもともと持つものであるので、学校で常備できるのかどうかというのがちょっとわからなかったのでお聞きをいたしましたけれども、何はともあれ、このAEDの件にしましても心肺蘇生にいたしましたとしても、人の命を守るという点では皆様が対応できるような仕組みであっていただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（白水 昭義君） 12番、森昭人君。

○議員（12番 森 昭人君） 12番、森でございます。今期最後となります一般質問をやらせていただきたいと思います。昨日の同僚議員の一般質問、自然保護条例、それからきょうまた後ほど同僚議員が日出城址周辺景観保全条例のことについて一般質問をいたしますが、そもそも法的に言えば、景観法という法律がありますけれども、この景観法の裏づけよる景観行政団体にならなければ、なかなか自然についても、日出城址周辺についても、最後に質問いたします太陽光の規制についても、一定の規制をかけることができないということと考えまして、そもそも景観法、景観行政団体というのはいかなるものかということをお聞きをいたしまして、最後太陽光について御提案をしたいというふうに思っております。

それではまず、景観法、景観行政団体に対する日出町の認識がどう思っておられるかということとをまずお聞きしたいと思います。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長、松本義明君。

○都市建設課長（松本 義明君） ただいまの森議員の御質問ですけれども、景観法、景観行政団体に関する認識ということでございますが、まず景観法とは、平成16年に制定された法律であり、それまでの実施条例に基づく行為の届け出や勧告等では、議員おっしゃるとおり、限界があることから、景観の意義やその整備、保全の必要性を明確に位置づけるとともに、一定の強制力を地方自治体に対し付与できるようにしたものでございます。

また、景観行政団体とは、いわゆる景観行政を担う自治体ということでございまして、良好な景観形成は、地域住民の生活に密接にかかわり、また地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導が有効であることから、市町村が景観行政における中心的な役割を担うこととされています。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） それでは、2番目、景観行政団体になるためのプロセス、これは、県は景観行政団体ということになっています。町村が景観行政団体になるためにはどのような手続が必要なのか、お答えください。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 次に、景観行政団体の御質問でございますけれども、おっしゃるとおり、県は自動的に景観行政団体になってございます。ただし、市町村が景観行政団体になる場合は、大分県との事前協議を行った上、今後の景観計画を策定するまでのスケジュールを明確にし、景観行政事務を開始するまでのその旨のスケジュールを公示する必要がありますけれども、いわゆる景観行政団体の告示というのが景観行政団体になったということだと認識しております。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） 告示すればなれるということ、県との調整が必要だと思うんですけども、なっただけで別に特段意味がないわけでありまして、3番目、行政団体になって景観区域を定める、また条例を制定するということになるということはどういうことですか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） まさしく議員のおっしゃるとおりでございます。景観区域、景観条例というのが、まず景観計画を策定するというこの中に景観区域を定めるというのが必須条件でございます。景観行政団体が策定する景観計画で、どの範囲がこの対象ですよということを明らかにするというところでございます。建築物に対する届け出や勧告をする規制誘導や建築物のデザインや色彩について、変更命令が可能となることが定められた区域となります。

次に、景観条例とははすけれども、景観計画をまず立てた後に、それを円滑に運用するために必要な事項について定めるもので、効力を担保するには、景観条例の制定が必要だと考えます。景観条例を策定していない自治体もございますけれども、景観法だけでは細やかな規定ができませんので、景観法に基づく景観条例であれば、事前協議の義務化、届け出対象行為を設定する建築物や工作物の新築、外観変更等について対象行為の規模を設定する、景観形成基準に適合するよう変更命令が可能等の条例上のメリットがございます。また、従わなければ景観法に基づく罰則が与えられるなどの特徴がございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） それでは、景観法に基づく景観行政団体になれば、この景観法自体は業務停止などの罰則規定が適用されるんですよ。罰則規定があるということは何らか制限があるということなので、関係団体であるとか、もちろん行政もそうですが、住民の皆さんに対するメリット、デメリットということになると、どういうことになりますか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 御質問のメリット、デメリットということでございますけれども、まず質問の中の順番で行政のメリットということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、行政のメリットとしましては、先ほど申し上げたとおり、罰則等で条例に対する一定の権限が付与されることと、ほかに町の活性化や地域の再生や観光産業の振興、自然環境、資源の保全、コミュニティーづくり、人材づくり、観光交流、地域間交流等が活性化するということが上げられると思います。

デメリットというのはなかなか難しいんですけども、影響としましては担当部署の景観事務量の増加、それに伴い人員不足等が懸念されるところでございます。

続いて、質問にございます各種団体ということによろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

各種団体のメリットとしましては、景観法11条により、町づくりの推進を図る活動を目的とするNPO法人や一般社団法人などは、「景観計画の策定又は変更を提案することができる」とされておりまして、つまり、景観計画の中に十分参加できるということを位置づけてございます。

デメリットとしましては、余り景観の中で感じ取ることはできないと私は感じております。

続きまして、住民のメリットとしては、同じく11条により、景観計画の策定または変更を提案することが可能でして、地域において積み重ねてきました暮らしやコミュニティの保全または形成に関与できることとございます。そして、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出される効果が期待できます。

しかしながら、デメリットとしましては、個人の行為に対しても事前協議や届け出事務等が必要となる場合もあります。また、形態意匠に係る地域では、デザインや色合いに規制が入り、自由度がなくなる可能性もございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） 特に、住民のデメリットで今発言されましたデザインとか色合い、そういったことについては後ほど工藤議員が恐らく詳しく質問しますので、そこには深くは、質問をとめておきたいと思っております。

要するに、景観法に基づく景観行政団体になってということから、最終的に、先ほど申し上げましたけれども、太陽光について、太陽光発電施設を建設させないとか、今つくっているものをやめて全部撤去しなさいとか、やめさせるということではなくて、一番最初の目的としては、風水害の住民の皆さんの不安を取り除くようにこの景観行政団体になって、景観法に基づいて太陽光発電を制限する、規制する条例をつくっていただきたいということを最終的には言いたいんですが、ただ単に景観法に基づく景観行政団体になったときに、これ太陽光発電、5番目の質問に入りますけれども、太陽光発電施設に対する規制ができるのでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） ただいまの太陽光発電に対する景観法からの規制ができますかという御質問ですけども、大分県内では既に景観条例により太陽光発電施設に対して届け出対象行為としている市町村が4市ございます。そのうち竹田市の景観形成重点地区という指定のところでは、景観形成基準の中で「屋根及び屋上には設置しないものとする」としてございます。区域を指定して特定の施設を景観面から規制するのは可能ですし、また、太陽光発電の設置の規模や高さ等により、規制内容を策定しているところが残りの3市町村という形になると思っております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） ただ、やはり景観行政団体にならないと、罰則というか、業務停止とかいうことができないと思います。

それで、これまで至るところで景観法に基づいて、団体になって、裁判で争っても中止をさせることはできないというのはもう周知の事実でありますけれども、やめさせるのではない、大規模な太陽光発電施設に関して、住民の皆さんの風水害の不安を取り除く必要がやはりあると思うんですよね。そのためには、やはり中に行政が入って、業者と住民の皆さんの中に行政が入って、その指導をするという条例をぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

ある県では、当然、県でありますから行政団体になっているということで、景観法に基づく景観行政団体になっている上で、太陽光発電等と地球環境との調和に関する条例技術マニュアルというのをつくっているところがあります。それには、さまざまな項目があるんですが、太陽光施設に関する規制、これはもう本当に規制になります。斜面地における景観、遮蔽の措置であるとか、のり面の緑化であるとか、太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項とかいうのも全部定めて、地盤の安定性の確保であるとか、地盤の勾配、擁壁の設置、擁壁の構造、のり面の構造であるとか、のり面の保護、排水施設の設置について、排水施設的能力であるとか、排水施設の構造、こういったことまできめ細かく行政が指導できるところまでの条例をつくって、これは、先ほども申し上げましたけれども、やめさせるというのではない、太陽光もやはり必要であるという観念から、住民の皆さんが大規模な施設に関して不安がないように、行政が入って指導するんですよね。そういう条例をつくっているところもあります。

ですから、これをするには、やはり景観法に基づく景観行政団体にならなければならないんですよね。まずは、そのハードルを突破して、それから波及をして、太陽光に関する独自の条例をつくと。で、これに違反したら、ある程度の罰則がありますよと。必要な事務も業者はふえますし、しっかりと担当課が入り込んで業者に指導ができるよと。

今の日出町の太陽光の設置要綱では、なかなか行政が入り込めない、前課長、都市建の課長さんなんかは、大分入り込んで調整をしていただいたことがあるんですけれども、やはり条例に基づいて、職員が住民と業者と話をしていることに、この条例をつくれればできるというふうに思っております。

最終的に、先ほど職員の行政のデメリットというところで事務的な量がたくさんふえると、これ、恐らく1年、2年、3年じゃできません。ここまでするにはやっぱり5年から、最終的にはそれ以上の時間を有すると思っております。ですが、今のままでは、真那井についても、豊岡の上のほうの太陽光についても、今のままではずっとこの状態で住民の皆さんが不安、消えること

はないですね。何かしら、やっぱり処置しなきゃいけない。

町長、現行、裁判になったりとか、住民の皆さんが台風のたびに不安がって避難したりとかという、この状況は現在どういうふうに思われていますか。

それで、私が今御提案をした太陽光発電に、中止をするのではない、住民の皆さんの不安を取り除くために行政が少し入り込んでという条例を、何年かかるかわかりませんが、ぜひ検討していただきたいというふうに思っているんですけども、御所見をお願いします。

○議長（白水 昭義君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 森議員の御質問にお答えします。

最初にありました、今、太陽光発電設備について、住民の方が不安に思っていることをどう思うかということについては、私も不安が払拭されるように祈っておりますし、一つは、真那井と豊岡の上のほうの部分の2つをお話しされましたけども、豊岡の発電については、林地開発ということで、県のほうの防災対策の部分についてもしっかりと検討されてきた中で行われてきているというふうに思っておりますし、そこは私もその中で防災上の対策がされているものというふうに思っております。

それから、景観行政団体となって、防災上の措置に対して一定な制限をかけられる景観法に基づく新たな条例の整備の検討ということでございます。

私が勉強した範囲では、景観法は、ちょっと長くなりますけど、お許しをいただきたいと思いますが、基本理念として、良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることに鑑み、その整備及び保全が図られなければならないと、2つ目は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることに鑑み、同じく整備・保全が図られなければならない。もう一つ、3つ目は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることに鑑み、その多様な形成が図られなければならない。4つ目が、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、一体的な取り組みがなされなければならない。5つ目は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として行われなければならないということで、全て景観を維持・保全する、そういう目的でこの法そのものが始まっております。

この中で、お話のありました届け出、そして罰則ですけども、届け出及び勧告ということで、こういった景観計画区域内において定められた行為をする者については、あらかじめ届け出なければならないと、そして景観計画に定められた建築物あるいは工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者については、必要な措置をとるよう命ずることができるという組み立てになっております。

この中に、防災という考え方が中にありません。だから、この景観法をもって防災を中にうた

うというのは、そもそもこの法の趣旨から外れたものになるんじゃないかなと、私は思っております。

今言ったように、景観法による規制には、防災上というところはございませんので、私の考えとしては、今の日出町発電施設設置指導要綱、これを改善していく方向で考えたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） 景観法については、私も随分勉強もして、町長が今おっしゃったことはもう十分わかっております。

あえて質問を2つに分けているのは、まず景観法に基づく行政団体になることから、それから景観法、緑法というのもありますけれども、そういった類いの日出町の自然環境を守るという大まかなところを決めた後に、また別に他県では、先ほど申し上げましたけれども、太陽光発電施設と地球環境との調和に関する条例、これは景観団体になって、緑法と景観法に基づいてというか、そのバックがあってその条例を新たに定めて、その中の技術マニュアルとして、先ほど申し上げました、防災上の措置に関する条例を定めているところもあるんですね。

なかなか太陽光発電、今、やめさせることはできないのはもう私も十分わかっているもので、その中で住民の不安を取り除くと。町長、今おっしゃった、現存の、現状の太陽光発電施設に関する指導要綱を、これ、もし改めたとしても、今、行政が入り込む余地はほとんどないんですね。職員が行って、民民の話の中に入っていくということができないのも、十分、現状わかっているので、それを何とかしなきゃいけないという話を今、このままじゃ、行政はずっとほったつくんですかということになるんです。何とか、その法の裏づけのもとに、住民の不安を取り除く、これ、決して住民側に立つ、業者側に立つという話はまた横に置いておいて、行政としては、当然、住民の皆さんが不安に思っていることを取り除かなきゃいけないのは、これはもう確かなことです。それから、それじゃあ、現状の要綱を何か変えて、少し変えて、現状よりよくなるということができればいいんですけども、これ、できないんですね、今のままでは。

ただ、景観法に基づくところから始めて、行政団体になってということで、条例をもうぜひ、何年先になるかわかりませんが、行政が少し入り込んで、例えば、のり面をこんくらいに切っちゃだめですよと、もうちょっと斜めにしなさいよとか、そこはちゃんとしなさいよとかいう、ますもつくりなさいと、これ、私の地元の佐尾区でもですね、松屋寺の裏、大分、皆さんからおしかりを受けました。ただ、やめさせることはできないんですね。で、建設した後、のり面に緑化してくださいという話も、私も業者と対峙して、地元の区長さんも話をして、のり面を保護してくださいと、で、吹きつけしますということだったんですけども、これ、やっていな

いんですよね。もういつの間にか草が生えていますから、のり面は安定しているんですけども、当時、設置したすぐ後の台風で木が、大きい木が1本倒れて、墓が倒れたことがあるんですよ。そういう不安があるんですよね。今でも不安に思っています。あそこの、五、六件あるんですが、下。そういう不安を取り除くために、約束したことはやっぱりやってもらわなきゃいけない。それを行政が先に入り込んで、のり面保護しなさいよと、排水もしなさいと、あそこの貯水ますも言わなければしなかったんですよね。

だから、そういう安全面について行政はやはりしっかりと入っていかないことには、この問題、ずうっともう前に進まない。だから、要綱を変えて、都市建設課の担当者が入り込んで、今できるんですかね、課長。入り込んでいって、恐らく強制力もないでしょうけれども。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 今の要綱で都市建設課、当役場の職員、行政が入り込めるかという御質問ですけども、確かに、今の要綱の中で私どもが入っていくには限界があると感じております。

まず一つは、要綱では届け出というのが強制力がございません。平米数も今は5千平米に決めてございます。こういったことに関しては、一応景観法で、もし景観法で入れるとなれば、検討することはできると思っています。

ただし、先ほど町長が申し上げましたように、じゃあ、指導するところに関しましては、防災上の指導というのは若干難しく、景観法に基づく条例とまた別に、こういった指導に関する、太陽光に関する決まり事というのを2つ用意して、その太陽光に関する決まり事を指導していく。でも、届け出は景観法で義務づける、そういった組み立てが必要かなと感じております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） 景観法、景観条例については、景観に関する条例、法律ですから、それはわかるんですよ。それを一歩進んで、太陽光発電施設に関する規制の条例をつくるには、景観法と緑法の裏づけがあって、それを織り込みながらということで、まさしくその届け出についても、そういった形で義務づけられるのではないかなと。で、防災上の措置についても、うたえるというふうに思っているんです。それはぜひ検討していただきたいと思っております。

他県の事例もよくまた調査していただいて、これはもう長い間、こういう状況で来ていますので、何か少し、先ほども申し上げましたが、住民の皆さんの不安を取り除くために、何かやっぱりしなきゃいけないと。実際、台風が来れば、水の量もふえているし、木を伐採ばっかりしたばかりに、今まで水が来ていなかったのが地下に水がたまってきたとか、そういう苦情がやっぱりあるんですよね。少しでも行政が入り込んで、何らかの形がとれないかということのをぜひ検討を、

町長、していただきたい。景観法とはまた別に、その要綱とは別に、まあ、要綱を変えて、少しだけ強制力が出て、ちょっと行政が入り込んで話ができるという形ができれば一番いいんですけども、できないならやはり条例化して、住民の不安を、皆さんの不安を取り除くという条例の制定の検討・研究をぜひしていただきたいと思います。町長、答弁、お願いします。

○議長（白水 昭義君） 町長。

○町長（本田 博文君） 議員のおっしゃることはよくわかります。

まず、この景観法をしっかりと読み込む中で勉強してみたいと思いますし、景観条例をつくる前に、議員おっしゃったように、景観行政団体になることが必要でございます。まず、そのあたりから考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 森君。

○議員（12番 森 昭人君） 町長から調査・研究をしていただけるというお話をいただきましたので、ぜひ、もうこれ本当に時間がかかると思います。景観団体になるには相当の事務量、手続が必要だと思いますけれども、まずその辺から始めていただいて、きょうは、その景観、どこにどういう建物を建てたらいけないとかという話じゃなくて、そこから波及して太陽光発電施設について、風水害の不安をなくすというところを視点にお話をさせていただきました。ぜひ、担当課、それから町長、研究をしていただいて、一步前進をしていただきたいということをお願いいたしますして質問を終わります。

.....

○議長（白水 昭義君） 4番、上野満君。

○議員（4番 上野 満君） 4番、上野です。一般質問を行います。

最初に、漁業関係についての質問です。

今年度の稚魚放流事業の中で、クルマエビ、ガザミの稚魚の中間育成・放流事業を実施し、資源の増大を図るとありましたが、その状況はどうなっていますか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長、今宮明君。

○農林水産課長（今宮 明君） 上野議員の御質問にお答えをいたします。

クルマエビ、ガザミの放流事業の状況はという御質問でございますけれども、大分県漁協日出支店が事業主体として取り組んでいる事業でございます。

日出町は漁協水産振興補助金といたしまして、種苗費や放流資材費等の補助を行っております。平成26年度は、クルマエビ23万尾、ガザミ29万尾、27年度につきましては、クルマエビ29万尾、ガザミ13万尾、28年度はクルマエビ19万尾、ガザミ13万尾を放流してきています。

漁獲量につきましては、平成26年度までにつきましては、どちらも4トン前後の漁獲高がございましたけども、ここ数年、徐々に減少してきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） これは、放流時の大きさとか、もう本当の稚魚を放流しているんですか。それとも、ある程度中間育成みたいな形で大きくなったものを放流しているんでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 大きさの詳細については把握をしてございませんけども、育成ではなくて、稚魚そのものを放流しているという認識をしてございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） ここ数年4トン前後で推移しているということですので、これ、一度やめたら、また漁獲量減る可能性もありますんで、できれば今後も続けていただきたいと思います。

では、次の質問ですが、城下かれい、ナマコの育成状況については、きのう、同僚議員の質問に対し答弁をいただいたので答弁は不要ですが、何点か質問したいと思います。

きのうの答弁でカレイを28年度に1千匹、29年度に1千匹を、以前、クルマエビを養殖していた池に放流したが、その後、成長の確認をするために網をかけたが入らなかったとのことでしたが、なぜ網にかからなかったのか、原因はわかっていますか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） かからなかった原因そのものについては把握をしてございません。

ただ、養殖池、かなり広さがございますので、その中でなかなかかかりづらかったというところでございます。

今後、同じような状況でいけば、調査ができないというところもありますので、工夫をしながら、例えば、半分に仕切って網をかけていくとか、放流もその中でやっていくとか、そういう工夫をしながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） もともとこれは中間育成で12センチまで育てて、その後、もう少し大きくして放流しようということで始めた事業だと思うんですが、できれば、やっぱりその結果をどのぐらい本当に、それ以上大きくなっているのかどうかというのは、やっぱりつかまえ

ないとわかんないわけですから、そういうふうに、今後は、今申しただいたような対策をとって進めていってほしいと思います。

あと、先月の新聞で、カレイは緑色の光を当てただけで大きく成長するという記事が載っていましたが、こういうことを導入の検討はしてみませんか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 新聞報道につきましては、私、ちょっと詳しくは読んでいないんですけども、光を当てて成長が見込めるという話はお聞きをしております。

まだ、具体的な話をしていませんけれども、水産専門員もいらっしゃいますので、その方々を含めて、有効であれば検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、日出のナマコは大変、私はおいしいと思っているんですが、日出のナマコをブランド化する計画はないですか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） ナマコのブランド化につきましても、今現在、具体的な方策は持ち合わせてございません。当然、水産物、必要であれば、ブランド化も必要でございましょうから、調査しながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） ぜひお願いします。

次の質問です。

ことしは、カキの生育がよくなかったようで、私の口にも入らなかったのですが、「日出の幸」ブランド化推進事業の対象となっているカキ、ハモの出荷状況はどうなっていますか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） カキ、ハモの出荷状況はという御質問でございますけども、カキにつきましては、試験養殖を行っていましたが平成26年度の出荷量が121キログラム、本養殖を始めました平成27年度の出荷量が300キロ、平成28年度の出荷量が972キログラムとなっております。28年度の出荷量がふえた要因といたしましては、地方創生事業におきまして、カキの殻落とし機などを整備したことによるものというふうに考えてございます。

また、ハモにつきましては、平成26年度の漁獲量が4万7,208キロ、うち町内出荷が4,045キログラム、平成27年度が3万7,566キロで、町内出荷が3,609キロ、

28年度につきましては、3万3,378キロで、町内出荷が3,300キロというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） カキのほうの、平成29年度は、途中でもいいんですけど、何かデータないですか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 29年度については、ただいま数字を持ち合わせてございません。大変失礼しました。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 29年度のデータがないということで、減少しているのか横ばいなのかというのがちょっとわからないんですけど、確かに、何かことしはちょっとできが悪くなったという話も聞いています。そういう原因とか対策は、もしわかったら教えてください。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 29年度のカキのできが悪かったというのが、ちょっと私の耳に入っていないので、対策等については、具体的にはまだ検討してございません。

ただ、悪かったということであれば、今後も漁協とすれば続けていきたいという意向はありますので、対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 今年度のカキの漁獲量がわかった時点で、もし下がっているようでしたら、やっぱり漁協と連携しながら、どういうふうに今後やっていくかということを考えて、対策をしていただきたいと思います。

では、次の質問です。

平成28年度より3年計画で実施している海底耕うんですが、30年度のことしが最後となっていますが、今後の実施計画はありますか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 海底耕うんの今後の計画ということでございますけども、海底耕うんにつきましては、漁場機能の回復を図る目的で、底びき網漁船を使用して海底耕うんを行いながら、海底の堆積物も除去してございます。

別府湾岸の大分市、別府市、日出町、杵築市の3市1町が負担金を出し合いまして、大分県が実施いたします別府湾漁場保全事業で取り組みを進めてございます。

現在、実施しております別府湾中央部の海底耕うんにつきましては、平成28年度より3カ年の事業となっておりますので、平成30年度で終了予定となっております。それ以前は、沿岸部を同様に3カ年かけて耕うん事業を実施をいたしてございました。

今後の状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の実施事業が来年度までの予定でございますので、それ以降は関係者団体等の意見を聞きながら、必要な箇所について、引き続き、海底耕うんを実施していく計画となっております。

また、県営の別府湾漁場保全事業で、耕うんのできない日出町地先の海底耕うんにつきましても、漁協日出支店の強い要望によりまして、5年計画で単独事業として今後実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 漁師の方もこれ、物すごく評判がいいんで、ぜひ県のほうにも強く要請していただいて、今後も継続していただきたいと思います。

では、次の質問です。

県も条例を制定しようとしている放置艇の問題ですが、県内で4,647隻の放置艇があり、大分県は全国で4番目に放置艇の多い県のようなのですが、日出町の現状はどうなっていますか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 日出町の放置艇の現状はという御質問でございますけれども、放置艇対策につきましては、県が主体となりまして、河川、港湾、漁港の3水域共同での条例整備、取り締まり強化などに向けて取り組みを進めているところでございます。

当初は、県下一斉に、平成30年4月1日の条例改正を目標に準備を進めてまいりましたけれども、県のスケジュール変更等によりまして、平成31年4月1日改正の計画で、ただいま準備を進めているところでございます。

港湾であります日出港につきましては、別府土木事務所が事務局になりまして、2月6日に協議会を設立し、関係機関との協議を開始したところでございます。

町管理漁港につきましても、利害関係者がこの港湾と一致をしているというところでございますので、この協議会の中で一緒に話を進めていく予定にしております。

日出町内の漁港施設内に所有者が特定できないような放置艇はないと把握をしておりますけれども、正式な手続を得ずに停泊しているプレジャーボートがあることは認識をしております。

今後の条例整備、停泊区域の区分けなどを行う中で、適正な管理を実施してまいりたいというふう考えてございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 今、所有者のわからない船はないということですね。あと、プレジャーボート等はわからない船があると、それは何隻ぐらいあるんですか。たまに泊まるというだけなんですかね。済みません。今、プレジャーボートでちょっと、たまに停泊している船があるという答弁じゃなかったですかね。所有者のわからないのはゼロですがという。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） プレジャーボート等につきましても登録がございますので、登録番号を調べれば、所有者は限定ができます。

所有者がわからない船が停泊しているということではなくて、要は、漁港に停泊するに当たって、小深江漁港については停泊料を正式にとっていますし、漁港港湾につきましても、協力金という形で届け出等をお願いをしているところがございますので、それがなかつたりというニュアンスの答弁でございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 全ての所有者をわかっていると、把握しているということで安心しました。今後とも、そういう、わからない船への、放置艇が今後ともゼロになるよう努力をお願いします。

では、次の質問です。

今現在、中学校で魚の料理教室を毎年開催していますが、これ、一般の方向けに料理教室を開く計画はありませんか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 中学校での魚の料理教室を一般向けにも実施してはどうかという御質問でございますけども、現在実施をしております中学校での魚の料理教室は、漁協日出支店が主体になりまして、大神中学校の1年生を対象に毎年行っています。漁港の主体的な取り組みの中で、大変公表で、日出中学校でも開催してもいいのではないかというような声も上がっているというふうに聞いてございますけども、日出中については生徒数も多いというところでなかなか実現が現在できないというのが実情でございます。

また、中学生ではございませんけども、ことしの1月に教育委員会の土曜子ども教室の一環で、児童を対象に魚のさばき方を教える教室が開催をされてございます。

一般の方向けに実施ということでございますけれども、平成28年度に、健康増進課が一般の住民の方を対象に町の水産担当参与を講師といたしまして、お魚調理教室を開催し、簡単な魚の講義とさばき方の実演を行いました。

平成29年度は、日程などの関係で開催ができませんでしたけども、水産物の消費拡大、地産地消推進の取り組みといたしまして、来年度以降の開催に向けて、関係課、関係機関と連携しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 28年度に一度実施したということなんですけど、そのときに、参加者ってどのくらいいたんですか。

○議長（白水 昭義君） 農林水産課長、わかりますか。農林水産課長。

○農林水産課長（今宮 明君） 資料を準備していたんですが、ちょっと見当たらないんで、大変済みません。

○議員（4番 上野 満君） また、所管のときでもいいです。

○農林水産課長（今宮 明君） じゃあ、委員会的时候に、済みません。報告させていただきます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） ちょっと、どれだけ要望があるのかわからないんですけども、少しでも多くの人に魚を食べてもらうためにも、一般の方向けの料理教室の検討をよろしくお願ひします。

次は、教育関連についてですが、2011年度から実施の学習指導要領で授業時間が増加したため、県内でも夏休み短縮や土曜授業の導入を実施あるいは検討している自治体もありますが、日出町の考えを聞かせてください。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長、浅野邦広君。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 上野議員の御質問にお答えします。

平成32年度からの学習指導要領改訂による授業時数増に伴い、県内では、夏休みの短縮や土曜授業の実施による授業時間数確保を進めている市町村がふえてきています。

日出町は2学期制のため授業時数に余裕があり、現時点ではどちらも実施しておりませんが、今後、検討していく必要があると考えています。

現在、小学校1年から中学2年までの全保護者を対象とした日出町教育委員会の方針に関するアンケートを実施中で、来月中には集計結果が出ます。アンケートの内容は、夏休みの短縮、土曜授業の実施、2学期制等で、この結果をもとに来年度検討を進めていきたいと考えています。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 今のアンケートの中に、また2学期制から3学期制に戻したほうがいいかとか、そういう質問も入っているわけですか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 議員御指摘のとおり、2学期制については、2学期制についての説明をした後、今までの取り組みの説明をした後、2学期制の継続について3つの選択肢を用意しています。「2学期制を継続したほうがよい」、「2学期制、3学期制のどちらでもよい」、「3学期制に戻すほうがよい」というふうな形で選択をするようになっております。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 以前から2学期制の最大のメリットは、授業時間の確保ということでしたので、またこれ以上に授業時間がふえて、夏休みの短縮とか入れるのであれば、そのとき同時に3学期制に、まあ、日出町だけなんで、もう3学期制に戻したほうがいいのではないですかということを聞こうと思ったんですけど、やはりアンケートの結果を見て判断していただきたいと思います。

次の質問です。

中学校の運動部活動の活動時間についてですが、ことしの1月16日にスポーツ庁の検討会議で、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン骨子（案）が示されました。その中で、都道府県はガイドラインにのっとり、運動部活動のあり方に係る方針を策定する。市町村教育委員会は都道府県の方針を参考に、学校に係る活動方針を策定、公表するとありますが、まだ県の方針は示されてはいませんが、日出町としては、どのような活動方針を考えていますか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） まず、県につきましても、方針を出しております。

中学校の1週間の活動日は原則として5日以内であるとか、土曜、日曜日は、いずれか1日は休むとか、そういうものが既に出ております。

そして、町内ですが、部活動の練習時間について、まず説明したいと思います。日出町の中学校では、各校が作成する部活動経営方針の中で、原則、毎水曜日は活動しない日とし、土曜、日曜日のいずれかを休日に当てるのが望ましいと定めています。練習終了時間は、夏の時期は18時30分、冬の時期は17時30分、2月から3月の移行期間は18時としています。

この活動日や活動時間の設定は、先ほども言いましたように、大分県教育委員会の方針に基づいたものでもあります。今後も部活動の意義や役割を十分に踏まえ、学校や地域の実態、保護者からの要望、生徒の発達段階や教職員の負担などを考慮して、適切な運営に努めていく必要があると思います。

ただし、先ほど言いましたように、学校ごとで、やはりそういう実態であるとか、保護者等の要望とかも違うものがありますので、県の方針をもとに最終的には学校で判断するものかと思えます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（４番 上野 満君） もう都道府県のほうの方針は出ていたんですね。どうも済みません。

それで、今回のこういう方針で、やっぱり教師の長時間勤務の問題、働き方改革の問題があると思うんですけど、その解消の一つとして部活動指導員を任用することも一つの案だと思うんですが、今回、当初予算の中で部活動指導員活用事業とあるのですが、これは何名雇用予定なんですか。これ、ちょっと予算委員会でもいいのかもしれませんが、ちょうどついなので、お聞きします。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 部活動指導員については、国が予算を確保し、大分県がそれに対して申請をする中で確保できた人数について、各市町村に適正な人数を振り分けて、手を挙げた市町村に配置するような流れであります。

ただ、この確定は、国の確定が３月でありますので、まだ具体的なことは言えない部分もあるんですが、日出町内も２名の雇用を今目指しているところではありますが、今言いましたように、国の予算が確定するのがこれについては３月ですので、それを受けてということになります。今後も県の方針として、そういう国の補助を受けながら多くの学校に配置する予定であります。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（４番 上野 満君） 今回の方針に対して、やはり練習時間等が短くなったと。当然、教師の長時間勤務の解消としてはいいのかもしれませんが、本当にやっぱり運動に打ち込みたいという生徒たちもいると思うんですよ。大きくなったらプロになるとか、そういうふうなことを思いながら、自分のやっぱりスポーツが上手になりたいと思う人たちに対して、どういう対処をするといいますか、もう自主練で頑張れと、そういうふうに言うのか、その辺どうですかね。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 先ほども言いましたように、やっぱり学校によっては、地域の実態であるとか、保護者の要望というのが違いがあると思います。今までの長い歴史もありますので。そういう環境の中で適切な運営に努めていく必要があるわけですが、先ほど議員指摘のように、教職員の負担というのもしっかりありますので、そういう中で保護者の声もですね、先ほど言いましたように、いっぱいしてほしい保護者もいれば、そんなにしないでいいと思っている保護者もおりますので、その中でバランスを考えて、学校でしっかり協議をして、適切な時間を今後も決めていく、そういうことになると思います。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（４番 上野 満君） では、次の質問に移ります。

今、支援が必要な園児・児童生徒の人数は何人いますか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 支援と言っても幅が広いので、特別支援教育にかかわる支援であるとか、例えば不登校傾向のお子さんに対する支援であるとか、身体的に支援が必要な方とか、多くありますので、具体的に何名というのはなかなか答えにくいところもありますが、特別支援学級に所属するお子さんや、通常学級にいらながらも支援が必要なお子さんというのは、日出町内でも多くおります。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） では、現在、20名の支援員がいますが、十分ですか。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 特別支援教育支援員についてですが、平成19年度、配置当初は7名でありました。必要に応じて増員を要望して、平成29年度は幼稚園4名、小学校13名、中学校3名で、議員の御指摘のように計20名が配置されております。

今後も学校から要望が上がってきたり、幼稚園に入るお子さんについては子育て支援課からの情報提供、そして、実際、学校教育課の指導主事などが学校を訪問して、生徒の実態を観察等して、そういうものをもとに配置を考えていきたいと思っております。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 特に情緒不安定なお子さんの支援員が不足することで、教員は特に負担がかかって、精神疾患で休職とか退職とかいうことにもなりかねないので、十分な支援員の確保をお願いします。

また、当初予算の、またこれも予算委員会するときでもいいのかもしれませんが、新規事業でスクールサポートスタッフ活用事業とあるんですが、やっぱり教員が勉強を教えること以外で負担を軽くするために、これはテストの採点とかコピーとか、そんな教育以外の仕事をする、サポートする人を雇用するということなんですかね。ほかにも何かどういうことをやってもらうとかいうのがあれば、教えてください。

○議長（白水 昭義君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（浅野 邦広君） 議員御指摘のスクールサポートスタッフの事業ですが、これも国の事業で、先ほどの部活動の指導員と同じで国の事業で、県がそれを申請して、そして各市町村が手を挙げるというような形になっておりまして、これも3月に確定をしますが、一応予定では予算としては2名上げております。全ての学校というわけではありませんが、大きい学校を中心に2名の配置を目指しているところであります。これについては、今のところ、国からの全額補助ということになっております。

ただ、職務内容につきましては、やはり配置された学校、例えば中学校であるとか、小学校であるとか、あと校務員さんとの仕事のやっぱりすみ分けも必要になるかと思っておりますので、学校によって活用の方法は少し変わってくるかとも思いますが、とにかく資格は要らない職でありますので、教職員の、先ほど言いましたように、プリントの印刷であるとか、いろんなお手伝いをいただければ、有効活用していただければと思います。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（４番 上野 満君） では、最後の質問です。

2014年に県北部の中学校の女性教諭が亡くなり、去年6月に公務災害の認定を受けました。教員の長時間労働の実態把握のため、タイムカードなどを活用した記録システムの導入計画はありますか。

○議長（白水 昭義君） 教育総務課長、藤本英示君。

○教育委員会教育総務課長（藤本 英示君） 上野議員の御質問にお答えします。

タイムカードにつきましては、学校内での勤務時間を把握する上で有効な手段であると思われまます。ただ、教員の勤務につきましては、課題がある家庭への対応や、部活動の遠征の引率等、タイムカードに記録されない勤務時間も多く存在するのも現実であります。タイムカードの導入により管理者が客観的に勤務時間を把握することができ、職員自身も健康管理や勤務時間を意識した働き方を推進できるというメリットがありますが、学校外での業務が把握しにくいという、仕事そのものが減るわけではないといった意見もあるようです。

日出町教育委員会では、独自の取り組みとしまして、昨年10月と11月のそれぞれの1週間において、町内小中学校の全教職員について時間外勤務状況調査を実施いたしました。その集計結果を参考にして、学校教職員の働き方改革の取り組みを進めていくこととしております。

いずれにいたしましても、日出町においてタイムカードを導入した場合のメリット、デメリットを十分検証した上で、他市町村の動向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（４番 上野 満君） 一応全教員の方に働く時間を調べたということですけど、1カ月なり2カ月なり長期にわたっては、本当のだから例えば実態ですね、残業時間が100を超えているとか、110を超えているとか、そういうところまでは把握しているんでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（藤本 英示君） 実は、この時間外勤務状況調査につきましては、学校現場の先生方の負担を考慮しての設定でございます。常に時間外の状況をつけていただくと、いいのかもしれないんですけど、その作業自体かなり負担がかかるものですので、今回、教育委員

会の資料として、どうしても欲しい部分がありましたので、10月と11月の1週間を学校のほうで設定していただいて、その期間について調査を実施したという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 最後に、教育長に働き方改革について御意見をお聞かせください。

○議長（白水 昭義君） 教育長。

○教育長（堀 仁一郎君） 全国的に働き方改革という中で、実態調査というか、具体的にちょっと申し上げますと、タイムカードの導入が、これは働き方改革を云々というよりも、文科省が定義している中には、いわゆる教職員も地方公務員であって、労基法に適用するというようになって、管理する側が勤務時間を把握してないこと自体が異常であるという、そういう指摘のもとで、全国的に導入が広がっていくであろうと、そういうふうに考えています。現時点で、2年前の調査では、小学校で全国で10%程度、中学校で13%程度の設置というような調査が出ております。

だから、これが即働き方改革につながるというんじゃないで、いわゆる民間と一緒に、雇用者側が従業員の勤務時間も把握してないのは何かと、その上で実態調査をするときに教員の自己申告でやっているじゃないかと、そういうことについて厚生労働省のほうでこれはおかしいことじゃないかということで、何年か前に見解が文科省のほうから出されているわけですね。だから、それについて、きちっと把握をなさいと、そういう一環だと私は捉えております。

実は、うちも、さっき言ったように、昨年2週間ですね、これはつけ加えますと、実は日出町だけのやり方では比較ができにくいということで、文科省やら県が抽出していたような内容と同様のもの、同様の期間で実施をしました。そのことによって、他県とか、全国とか、ほかの市町村との比較ができるということで、教員の負担も考えたんですけど、そういう比較ができるということでの実施ということになっています。

それから、現在、それをもとに校長会等で、来年度ですね、具体的に学校の中でどういうことが労働時間軽減につながるかということの具体的な施策を、学校ごとに3月いっぱい提起をして、提出していただくように今しているところであります。

教育委員会側としましても、提出物、それから内容等で、具体的に省略できるとか、簡素化できるものについては、随時この1年間、提起をしてきております。現在の進捗状況と、来年度に向けてそういった形で具体的に今進めているところであります。

もう一つ、部活動の件ですけど、実は日出町の場合は30年ほど前から、週1回、水曜日を休んでおるんですね。だから、これも全国的な状況の中で日出町がということになりますと、日出町は週1回、水曜日を確実に休んできたという経緯があります。他市町村が週1回休みにしまし

たと言うけど、日出町の場合は、あんまり表沙汰になってないのは、週1回、もう30年前から毎週水曜日は部活をしない日ということで取り組んできているわけですね。だから、他郡市よりも先に、うちのほうはそういうことでやってきておるといふ事実があるから、慌ててこうだ、こうだという提起はしてないという点があります。

それから、教員負担の件についても、実態調査の中で、中学校の教諭の残業ですね、平日の残業の中で一番多いパーセントは部活動じゃないんです。実は、中学校の教員で、授業準備、それから校務分掌という分掌ですね、その割合のほうが部活動の割合より数%上なんです。ということは、本当に部活動だけに負担がかかっているのか、それよりもほかのことかというのは、今回の調査で1番が24%ぐらいで授業準備なんです。部活動の負担が20%程度なんです。22%程度が校務分掌というようなことになって、やはり現場の声をよく聞いて、それにやっぱり対応する形で働き方改革については進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 上野君。

○議員（4番 上野 満君） 丁寧な答弁ありがとうございました。今まで言った、そういう教員の皆様の現場の声を聞きながら、働き方改革を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（白水 昭義君） お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（白水 昭義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。10番、工藤健次君。

○議員（10番 工藤 健次君） 10番、工藤健次です。通告に従って質問を行います。

2期8年、毎回、一般質問を行ってまいりました。今期最後の質問であり、一段と気合いを入れて行いますので、明確な答弁をいただきたい。

先ほど、森議員の質問の中にも出てきましたが、はじめに日出城址周辺景観保全条例についてお聞きをします。

条例の前文では、「日出町を代表する歴史的建造物である日出城は、慶長6年（1601年）、豊臣秀吉の正室ねねのおいに当たる初代藩主木下延俊侯の入封後、約1年の歳月を経て築城された。日出城址周辺における城下町としてのまちなみ景観は、現代においても強く息づいており、近世の要素を数多く受け継ぐ日出町を象徴する貴重な史跡といえる。城下町の風情を残し、訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしてくれる日出城址周辺の景観は、日出町民にとってかけがえのない財産である。この景観は町民共有の財産であることから、一人ひとりが親しみと誇りを感じることのできる魅力あるまちづくりを推進するために、この条例を制定する」となっております。

条例が施行されたのが平成21年ですが、この運用について今どのように考えているか、お聞かせください。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長、松本義明君。

○都市建設課長（松本 義明君） ただいまの日出城址周辺景観保全条例の運用についてでございますけれども、この景観保全条例は、日出城址周辺の町並み環境整備に合わせて、日出町らしい城下町景観を保全、形成し、歴史的景観を末永く後世に継承できるよう、既存建築物の修繕や大規模模様がえ等、景観保全に寄与するために行われるものに対し、助成金制度が活用できる趣旨で制定されたものであります。

そのような中、修繕等の案件があれば届け出を出していただき、その助成金も活用しながら周辺景観に調和した景観保全に努めるよう指導している状況でございます。この助成金については、景観審議会に諮り、助成できるかどうかを決定していますが、対象行為に応じて限度額が決められており、うまく運用しながら町並み景観の形成を図っている次第でございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 先に、その条例の運用について聞いたんですけども、12月議会でも太陽光の関係で法定外公共物の管理に関する条例の運用ということで聞いてきました。

この2番目に書いている、今、二の丸館の前に宅地が分譲販売されています。この宅地と、今、私が前文を読んだんですけども、この前文に書いていることの整合性について、どのように考えていますか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） ただいまの質問ですけども、条例上、宅地として販売されることについては問題なく、整合性を欠くものではございません。

ただし、宅地として造成する際に、不動産会社等にはこの地域の条例についての説明を行い、売り出しにおいては建築物に留意するようお願いした経緯はございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） あそこに、宅地に分譲される前に古い家が建っていて、この土地とかについて、多分、町が取得をしようとした経緯があると思うんですけども、この件について御存じの方は経緯を説明していただきたいと思います。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 宅地販売の経緯でございますけれども、取得でございますけれども、聞き取りによりますけれども、以前から所有者の方に販売というか、分けていただくようお願いをして、東京にも用地交渉に職員が行ったという経緯は聞いてございます。その中で、平成29年になって、所有者が不動産会社に譲り渡して、それで整地が始まったということで、再度その辺で用地交渉したということも聞いてございます。

ただし、一応その辺がうまくいかなかったのではないかと推定しておりますけれども、宅地全体の面積としては当時、1千平米程度でございました。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 町が買おうとしたことについては、何か計画があったので手に入れようと、こういうふうにしたと思うんですけど、その点についてはどういうふうに承知をしていますか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 詳しい計画については、聞き取りというか、その辺はできておりません。当時、古い家が建ってまして、周りを土塀が囲んで、立派な門が建っている状況ではございました。その部分を景観として保存したいという気持ちがあったのではないかと推定はできますけれども。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 多分、何か目的があったから、町もそういう用地を手に入れようとしたと思うんですけども、今、住宅が1戸、完成して、できています。多分、4区画ぐらいで販売されているんじゃないかと思うんですけども。多分、買うということを断念した理由があると思うんですけど、前の所有者がどういうあれで不動産屋のほうに行ったか、わからないんですけど、その経緯がわかる方はいませんか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 経緯をわかるかと言われて、私もちょっと聞き取りしかできていないんですけども、前任者に聞いたところ、東京まで行ったということは聞いております。推定

ですけれども、ただいまの分譲価格は調査できまして、平米5万円で今売られているということを知っています。ですから、1千平米ありましたので、その辺の価格交渉がうまくいかなかった可能性はございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 詳しいことはあれなんですけれども、宅地になって、例えばさっき言った景観条例、景観条例との関係で、今、1戸、家が建ちました。次のもう1件、売れたというような話も入っていますけれども、今、1軒、建っている家については、先日課長のほうに確認したら、外壁の色とか、そういうことは協力をしてくれたということなんですけれども、4区画あって、全部家が建って、例えば洋風の家になってきたときに、周辺の景観との兼ね合いがどうなるかということ、それからまた、色とか、みんながみんなその条例があつて協力してくれたら、別に問題ないんですけれども、例えば全然協力できないような方が家を建てて、その周囲の城下町の景観とそういうふうに整合性がとれなくなったときに、どうなるかということ考えたことはありますか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） ただいま1軒、家が建ってございます件に関しましては、届け出させていただきまして、こちらのほうについては設計者と何度も協議して、最初は違う色合いの分が出てきたんですけれども、条例上における色彩について景観形成基準というのを定めていることを示しまして、合致するよう屋根や外壁のまず変更からお願いし、それでも難しいということになりましたので、色合いは守っていただくよう指導した次第でございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） もう1軒、最近、もう一人の方が手に入れたというような話も流れているんですけど、そこは確認していますか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 現在のところ、販売されて、購入された方がいるというのは確認しています。だけど、まだ具体的な協議、届け出等はございません。今後も景観形成基準に適合しないと認めるときは、届け出をした者に対して必要な措置を講じるよう助言、指導に努めてまいりたいと考えております。

また、その届け出が出た時点で景観審議会に諮問するなどして、景観形成基準に適合するための御意見を聞きながら条例を運用し、日出城址周辺景観保全条例が想定している、先ほどの理念がありましたけど、城下町の景観の保全に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） その条例の1条の目的のところ、条例は、日出城址周辺において歴史と文教の地として日出町らしい城下町景観を保全、形成し、歴史的景観を末永く後世に継承することを目的とするということで、この条例ができています。

それから、第3条に、町は、城下町景観の形成を図るための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならないとあって、町の責務もちゃんと明確に条例の中に入れて示されております。

それで、今、2軒目の家がどの位置に建つのか、わからないんですけども、今、こっちの駐車場のほうから白壁の塀ができていますけれども、新しい家のところまでの、次から入ってくる塀とか、そういうことの問題とか、いろいろやっぱり景観があるので、しっかり例えば業者の方と景観条例、そういうところについてやっていただきたいんですけども。

先ほど、委員会がありますかね、規則に。施行規則ですね。施行規則に日出城址周辺景観審議会とか、そういうところで検討されると思うんですけど、そういうところの検討をしっかりと、今の二の丸館と、それから城址のほうの景観がしっかり保たれるようにしていただきたいと思うんですけど、この点は間違いないでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） 先ほど申し上げた暘谷城趾景観形成基準というのは、規則の中で定めてあります。条例の中に「城下町らしい」という表現はあるんですけども、景観形成基準を定めるとき、これはちょっと当時の定めたときの推定になるんですけども、私が聞き取りしたところによりますと、やはり個人のことに対しての強力な規制というのがなかなか難しいということで、景観形成基準としても余り、例えば白壁にしなさいということではなくて、色合いはそれなりの風合いの色にするとか、それから瓦に関しても必ず陶器瓦を使いなさいといった基準ではなくて、黒または灰色とか、そういった基準にしてあります。

ですから、その辺のところ、今、緩いといえば緩い、曖昧といえば曖昧ですけども。それと、先ほどの1軒のところ、業者と交渉した経緯からいいますと、最近建てられる方は、既存のハウスメーカーというんですかね、そういったところを使われる方が多くて、なかなか変更が難しいというのもございます。ですけど、協議する中で、私どもは助成金もありますので、この助成金を使って、それなりに外観を変えていただけませんかという協議をした経緯はございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） ちょっと話が戻るんですけど、先ほど、一番最初にこの運用に

ついて聞いたんですけども、こういう条例があって、例えばその1画を町が取得しようとか、そういうふうになったときに、町長、例えば政策推進とか、財政とか、それから商工観光とか、観光面からいったら商工観光、それから都市建設課とか、それから教育委員会もかかわってくるんですけど、5つぐらいの部署が関係する。そうことになったときに、そういう連携とか話し合いとか会議とか、そういうことはしっかりやってきているんですかね。その点はどういうふうに、町長、なっていますかね。

○議長（白水 昭義君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 工藤議員の御質問にお答えします。

用地を取得しようということで、これまでそういったことがございませんので、関係各課が集まったという事例は今のところ、ありません。必要になれば、そういうことは当然あると思います。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 先ほど言ったように、例えば住宅として販売された場合に、協力をね、みんながみんな条例があって協力しますよということになれば、問題ないんですけども、例えば全然、非協力的な人が手に入れて、そこに例えば黄色い壁の家ができたりとか、そういうことになってくるので、そういうところはできるだけ、みんな関係する、今さっき私が言った5部署ぐらいが関係するんですね。住宅が一つできることによって、またその景観が、今まで何億もかけて、的山荘から、致道館から、二の丸館から、それから鬼門櫓やぐらとか、萬里記念館とか、次々、周辺整備をしてきたんで、そういう中で、一番メインのところ、そういうあれが、景観が変わるような状況になっては、今までやってきたことが結構無駄なるといえるか、もう変わってくるので、そこら辺はしっかり各課連携しながら、民間の住宅一つにしても、やはりその景観を守るために、しっかり連携して取り組んでいただきたいと思いますんですけど、どうですかね、政策推進課長ですか、だれかお答えをいただきたいと思います。

○議長（白水 昭義君） 政策推進課長、大塚一路君。

○政策推進課長（大塚 一路君） ただいまの議員の質問におきましては、景観保全条例という形で庁内会議をやっているかというお話なんですけど、うち、今、政策推進という御指名を受けましたので、ただ、景観保全条例とはかかわらず、最近の事例でいいますと、テキサスの用地、あれを取得する場合におきましては、関係する各課課長集まって、取得に向けての協議をした経緯はございます。

ただ、今、景観保全条例の中には、先ほど言いましたように、審議会がございまして、その私もメンバーになっておりますけど、そういった部分で、なかなか個人の権利を少し制限する部分もありますので、さっき都市建設課長が言ったように、なかなか厳しいものはやりがたいと。

ただ、全庁的に用地取得、大きなプロジェクトについては、言うなれば、経営戦略会議というものがそれに当たる組織としてございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） この総合計画を見ると、5次の総合計画を見ると、そこに関係するあれを見ると、未来に続く人と文化を育む町をつくるとか、産業振興による活力あるまちづくりをすとか、自然と都市機能が調和したまちづくりをする、行政、地域、各種団体が連携して一体となって美化とか保全活動を進めるとともに、無秩序な開発の抑制を図る必要があるとか、ここに出てきます、総合計画の中に。そういうことで、今までやってきたことが違う方向に行かないように、ぜひしっかりその取り組みはやっていただきたいと思います。

もう1件、聞きますけども、自治体景観計画が日出町にありますか。

○議長（白水 昭義君） 都市建設課長。

○都市建設課長（松本 義明君） ただいまの御質問、自治体景観計画はあるかという御質問ですけれども、先ほど森議員のところでも若干説明申し上げましたけども、ただいま日出町はまだ景観団体にはなっておりません。景観団体の告示をして、それから景観計画を皆で立てるようなタイムスケジュールというか、そういったスケジュールになっています。

当該区域も、もし仮に景観計画を立て直すというふうになれば、当該地区の住民の方も参加していただいて、計画を練り直すような形になりますし、当然それだけではなくて、日出町全体にかけた景観計画が必要になると思います。その中で、例えば日出町全体のベースラインとしてはこういう景観計画、今ある景観計画とは違った、環境保全条例の中で軒高10メートル以下にしないとか、そういったものを含めたベースライン、プラスこの地区に対する景観計画という立て方は可能だと考えていますけども、現在、そういったことがされてはおりません。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） ちょうど2月の9日に、自治体景観計画を国が指針を作成へということで新聞記事が載ってました。国土交通省が、自然や文化を生かした町並みの整備方針となる地方自治体の景観計画の策定を促すため、計画づくりの注意点などをまとめた指針を作成することを決めたということで。職員やノウハウが不足する小規模市町村などで参考にしてもらい、地域住民の意向に反した開発を抑制するほか、国内外からの観光客誘致を後押ししていきたい。景観計画は、都道府県か市町村が、景観法に基づき、建築物の色や形を制限するルールや対象地区を定めることができる。地区固有の観光資源として、自然、風景や歴史的建造物の保存活用を進める考え方は浸透しつつあるが、人手や知見不足、財政難を理由に計画策定を見送る自治体も

多いといって、今、大分県内には、この新聞では10市となっているんですけども、全国では518市町村が景観計画を策定しているということ、都道府県では20都道府県がつくっているということで、先ほど森議員の質問の中にもあったんですけど、やはり景観計画、こういうのもしっかりやっていただきたいと思います。

日出町は風光明媚なところで、景色もよくて、それからまた城下町も残っている、こういう中で、この運用をしっかりやっていただきたいと思います。

町長、最後に、しっかりこの景観、城下町周辺、今までずっと相当な金額をかけて整備をしてきたんで、いろいろ問題があるかと思いますが、課題もあるかと思いますが、そういう中で景観条例、それから景観計画、こういうところを先ほど森議員も言ったんですけども、時間がかかる問題でもあるかと思いますが、しっかりこれをやっていただきたいと思うんですけども、最後、締めくくりをしていただきたいと思います。

○議長（白水 昭義君） 町長。

○町長（本田 博文君） 景観の話になってしまったようでございますけれども、良好な景観の形成・保全ということで、景観法の景観行政団体、まず景観計画の前に景観行政団体になる必要があります。先ほど森議員の御質問にもお答えしましたが、この景観法による景観計画の中で、どの程度のことができるのか、しっかりもう一回読み込んでみたいというふうに思っておりますし、その一番最初の流れとして、いろんな規制とかということじゃなくて、景観を守るという意味から景観行政団体になることを考えていきたいと申し上げたところです。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） それでは、町長から先ほどの森議員のときもあったんですけども、景観行政団体、それから景観計画、こういうところを検討していくということだったんで、次の質問に移ります。

次は、公共工事の入札の平準化ということで、お聞きをしたいと思います。これも22年と25年に、この問題について2回ほど質問をさせていただきました。最初に、入札の平準化に対する取り組み、過去5年って書いているんですけども、25年、2回目の質問から4年近くたっているんで、この間についてどのように取り組みをしてきたかということをお聞きをしたいんで、先に入札の状況をどうなっているかということをお答えいただきたい。

○議長（白水 昭義君） 契約検査室長、川野敏治君。

○契約検査室長（川野 敏治君） ただいまの過去5年間の入札状況ということで御質問でございますが、まず、入札平準化の課題というか、取り組みとしまして、議員御質問にありましたように、以前、これまで非常に年度末に工事が集中するというところで、我々としたら早期発注に努め

るということで努力を今までしてきたところでございます。

過去の入札状況でございますけど、まず最初に、今年度から申し上げさせていただきたいと思っております。今年度、29年度が第1四半期が45%、第2四半期が21%、第3四半期が26%、第4四半期が8%となっております。今申し上げました、一番問題になる年度末の第4四半期の発注についてでございますけど、すぐ資料がとれた分でお答えしたいと思っておりますが、平成26年度から申し上げたいと思っております。平成26年度が第4四半期の発注が12%、それから27年度が10%、28年度が19%、今年度が先ほど申し上げましたが8%というようになっておるところでございます。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） この問題も、非常に今、業者の数が減ってきて、それから人手不足が言われております。今、多分2月ごろは結構まだ工事をしている箇所が多いんですけども、なかなかこの時期になると、例えば天候の問題とかあるんですけども、水道工事一つにしても、水道工事が終わっていても、その後、例えば舗装の業者さんがすぐに工事に入れないということになると、ずっと工事が終わったままの状態が道路が荒れたままが続いている状況になっていきます。

それで、この平準化について取り組みを、例えば前の25年の質問後、平準化に向けてどういう取り組みをしてきたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（白水 昭義君） 契約検査室長。

○契約検査室長（川野 敏治君） 冒頭申し上げましたけど、我々、入札平準化の対応といたしましては、やはり早期発注に努めるということで、それが非常に重要なことであるという認識で、それに取り組んでいるところでございます。1年間、先ほど四半期に分けて申し上げましたが、発注計画の中で、現在、我々が目標としておるのが、事業費ベースで、おおむね第1四半期が45%以上、第2四半期が30%以上、それから第3四半期が20%以上、あと残りを第4四半期というような割合で発注できるように、現在努力しているところでございます。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 契約検査室の取り組みはわかったんですけど、2番目に行きますけども、上水と下水の現状はどうなっているかということをお聞かせください。

○議長（白水 昭義君） 契約検査室長。

○契約検査室長（川野 敏治君） 上水と下水の入札の現状についてでございますが、今年度、平成29年度の発注状況が第1四半期が5件で56%、第2四半期が3件で17%、第3四半期が7件で26%、第4四半期が2件で1%となっております。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） 前倒しで出しているのはよくわかるんですけども、今の現状を見ると、やはりまだ12月発注して入札を出した分が、今、2月とかの工事になっているんですね。入札を出しても、すぐにかからなければ、また年度末に集中するというこの現象が起きていますので、できるだけ前倒し前倒しで行かないと、結局今ごろになって、ことしみたいに、例えば水道の問題にしても寒い時期になると凍結とか、そういうことが起こって、なかなか工事も進まなくて、いろんな問題が起きてきますので、ぜひ前倒しで、できるだけ早く工事にかかれて、また工事が終わった後には舗装までいって、その現場が荒れない状態をつくっていただきたいと思うんですけども、この点はいかが考えますか。

○議長（白水 昭義君） 契約検査室長。

○契約検査室長（川野 敏治君） 上下水道の工事については、どうしても道路の中に水道管、それから下水道管ありますから、道路を掘り終わって埋設するような工事が非常に多くなるかと思っております。そういう関係で、どうしても通行どめが必要になる工事がほとんどではなかろうかなと思っております。道路を通行どめにするためには、やはり迂回路の調整、それからその地域地域の、例えば農作業なんかの繁忙期を避けるとか、いろんな条件があろうかと思っております。そういう条件に加えて、あと県や町の工事についても、都市建設課、ほかの道路の改良工事等の関係で迂回路が設定できないとか、そういういろんな工事について条件が出てくる部分が多いと思っております。非常に制約が多い中で、現在、可能な限り発注を平準化して、なるべく早いうちに発注できるような形に、現在努力して、地域住民の方々に迷惑をかける期間が少なくなるような、そういう努力で現状ではやっているところでございます。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） それでは3番目に、先ほども言ったんですけど、業者の数が減っている、それからまた人材不足のこういう現状の中で、行政としてどういうふうにその部分を把握しているか、現状をお聞かせいただきたい。

○議長（白水 昭義君） 契約検査室長。

○契約検査室長（川野 敏治君） 業者の人材不足等の現状把握をどのように行っているかということですが、現在、やはり全国的に建設業関連の人材不足については、国レベルでの構造的な大問題となっておると認識しております。70代前後の団塊の世代が大量に退職、引退して、若い世代の後継者が建設業につく人数も非常に少ない。特に建設業は3K職場、汚い、危険、きつい、こういう職場として非常に避けられておるのが現状ではないかなと思っております。そういうことで、高校や大学などの建設関連の学科等の定員も、現在、希望者数が少ないということから減少してきているというのが現状ではないかなと思っております。我々としましても、そういうことで後継者が少なくなるということで、先輩から培われた技術の伝承やノウハウ、そう

いうものが途絶える危機的状況ではないかなと現状では考えているところでございます。業界全体がそういう危機感を持って、人材確保に向けて、これからいろんな方策を模索していかなければならないんじゃないかなという認識は持っております。

○議長（白水 昭義君） 工藤君。

○議員（10番 工藤 健次君） それでは、今、後の課題のところも一緒に答弁をいただいたというふうにとりました。ずっと今、言ってきたんですけども、業者さんの数、本当に減ってきて、大分前と比べて相当減っているし、人も、先ほど言ったように技術者も不足しているし、作業の方も不足している。こういう状況の中で、やはり年度末に町だけじゃなくて県工事年度末に今でも集中的に入ってきている現状の中で、やっぱり日出町の業者さんが少ない状況の中で仕事が集中しないように、町としてはできるだけ前倒しで発注して、できるだけ早く工事が進むように、ぜひやっていただきたいと思います。

先ほどから2件続けて景観条例と、この公共工事の入札の平準化について質問をしたんですけども、課題がたくさんあります。だから、こういう課題を先ほども言ったように、どうしても1課だけじゃなくて、課がまたがる問題、課題がほとんどですので、できるだけ各課が連携をとって、先ほどの5次の総合計画の中にあるように、みんなでまちづくりをしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（白水 昭義君） 6番、川西求一君。

○議員（6番 川西 求一君） 6番、川西求一です。私たちの議会任期最後の一般質問となりました。当議会でも最後でございます。最後という言葉は、多少、哀愁がこもるのですが、最後まで元気に質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、南端中学校のこれまでの検討結果と今後についてであります。現在休校中の南端小中学校の課題、要望、展望につきましては、私は卒業生として平成28年の第3回の議会及び地元の衛藤議員に至りましては平成29年の第2回、平成29年の第4回にわたって一般質問を行い、学校の問題についてお尋ねし、お願いを行ってきたところでございます。

本田町長就任当初に私がお願いをいたしました協議会と称する組織づくりにつきましては、新教育長のもと、早速あり方検討委員会を設置していただき、これにつきましては一歩前進が見られたと認識しております。そして、昨年、第4回議会の衛藤議員の御質問に対しまして、7月28日開催を行いました、このあり方検討委員会の報告がなされたところでございます。

ただ、もう休校措置から2年が経過しようとしています。この報告をいただく中で、私自身も多少、焦燥感、焦りが感じられました。そこでお尋ねいたします。直近のあり方検討委員会なり

状況の変化があれば、内容も含め教えていただきたいと思います。

○議長（白水 昭義君） 教育総務課長、藤本英示君。

○教育委員会教育総務課長（藤本 英示君） 川西議員の御質問にお答えいたします。

12月に衛藤議員より同様の御質問をいただいたということでございます。それ以降の状況についてお答えをさせていただきます。南端小中学校あり方検討委員会へ利活用の提案をするために、ことしの1月に外部へのアプローチを実施いたしました。具体的には、立命館アジア太平洋大学APUの副学長とアジア太平洋学部の学部長のお二人に直接教育長がお会いし、南端小中学校の施設の現状と活用できるスペースについて説明し、大学のサテライト施設としての可能性がないか、意見交換をいたしました。大学側からは交通網の改善が求められるとともに、移動手段の確保が課題であるというお話でした。また、施設の活用を進めていく上で生じる現行施設の改築等に大学側の経費を投じることは、現状では困難であるということでもございました。ただ、今回の提案について、大学内でこの情報を共有していくことについて明言をいただきました。その後、同行してもらった商工観光課の課長補佐のほうから、空き校舎を活用した産官学連携事業の幾つかのモデルケースを説明させていただいて、日出町としてもいろいろなアングルから検討しているということをお伝えいたしました。大学側からも南端小中学校の施設の現状を踏まえて、一部施設の改修が必要になってくるかもしれないけれど、実現の可能性のある町立のカレッジハウスであるとか、公的塾、合宿所等としての利活用について有意義な御意見をいただきました。

今後は企業等へも同様のアプローチを行い、利活用の選択肢となる可能性をふやしていく考えでございます。また、いろいろなアプローチを続けていく中で、外部から逆に具体的な提案がありましたら、すぐに検討委員会のほうを開きまして、委員の方々に、その可否について御意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） ありがとうございます。私が12月に聞いたときよりも、かなり進んだ、いろんな話が行われてきているんじゃないかと、今、感じました。

APU、要するにそういった大学との関連、それこそ道路とか私鉄についてはいろんな課題もあるでしょう。ただ、今、聞く範囲においては、そういった学術的な施設として利活用をされる等については、当然、地域の方々の御意見も聞かないかんですけれども、早くそういった情報は速やかに皆さんにお流しをしながら、そして、今、課題も幾つか出たと思います。要するに交通の問題、例えばAPUから南端小中学校の間の交通の課題。もし、そういう課題が具体的にるのであれば、これは私は行政側、当然、県道を挟んでAPUと南端小中学校があろうかと思いま

す。ああいう県道の改修、これはもう少なくとも行政側のいろんな対応というか、それが必要になってくるのではなかろうかと思っています。ですから、そういった具体的ないろんな様相について、先ほどの案件というのは町長のほうは教育長さんのほうから若干の内容はお聞きになっているのでしょうか。今の内容については。

○議長（白水 昭義君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 川西議員の御質問にお答えをいたします。

今、藤本課長が語る説明した、あの内容のことを承知しているかという質問ということで、お受けしてよろしいですか。

A P Uに直接お会いして、こういうことを説明すると向こうに説明して、あちらの利用の可能性がないかということを相談するということは、しっかり承知をしております。この報告も受けております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 今、町長さんのほうも大体はお聞きになっているというところですね。先般、教育委員会としたら大学等へのアプローチ、それから前回の12月にも御報告がありましたけども、町長部局の政策推進課、それから商工観光課ともタイアップしながら、いろんな利活用についての方策も探っていききたいというような報告もなされたところでもあります。そういった全体的な、当然、学術施設としても、そして地域振興におけるところの利活用にしても、とにかく地域の皆さんは、もう一刻も早く一定の方向づけ、明るい展望、それを私は望んでいる。そのためには、今の南端小中学校のある姿を、学校とか、いろんな商工観光課、政策推進課を通じて情報の発信をまず多方面に行った中で、その情報に基づいた利活用について、また情報を収集し、そしてそれを地域の皆さんで諮ると。そういう取り組みの中では、私は当然、教育長さんと町長さんが両輪で動かなければいけないと思っています。むしろ、そういういろんな利活用を行うのであれば、私は少なくとも両輪であれば、エンジンは設置者である町長部局さんのほうにあってもいいんじゃないかと。そのほうが動きやすいんじゃないかと、常々私は感じております。それについては、町長さん、どのような御見解をお持ちですか。小中学校の利活用、運用、これからのあり方、そういうのをどこが主体を持ってリードしていくのか、探っていくのかということなんですけども、私は、ある面、町長部局さんのほうが探りやすいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 町長。

○町長（本田 博文君） ただいまの御質問というか、お言葉の中で、設置部局が町長部局という認識はよろしいですか。そういう学校の設置が町長部局という認識は、特別そこは問題にしませ

んけども、今後の利活用、そのことについては、私はまだ設置部局は教育部局だと思っているんですけども、これからのあり方を検討する中で、当然、教育部局、そして町長部局一緒になって、どっちがエンジンというよりも、それぞれの方面に働きかけながら、よりいいところを探していこうと。一つは町部局でいえば企業誘致という考え方もございましょうし、そういった活用。それから教育委員会としては教育関係で使ってもらえるという、その辺のことが、それぞれの管轄するテリトリーというか、そういうところをそれぞれ探しながら、しかも調整しながらやっていくのがいいんじゃないかなと、私は思います。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） もちろん、これはもう町長部局、それから教育部局、これが同じく両輪で協議しながら行かなければならない事項そのものだと思います。だからこそ、お互いがどっちが主体なのかと。やっぱり教育部局さんとしては、当然、そういった教育に関するいろんな利活用の方法はないかというのを、これはもう探してもらわなければいけません。また一方では、地域振興に今の施設を使うにはどういう発信をして、どういう形を求めたらいいんかというのは、私は地域振興、町長部局にあると思っています。だから、それがまさに同じように回転すれば、それはそれに越したことはないと思うんですけど、私はやっぱりどっかがリードをとらんと、事は進まんのじゃなかろうかと危惧しています。

そういう面で、例えば今、教育部局さんのほうがAPUとの折衝の中で、いや道路事情もありますよ、学校の改装事情、そういったものもありますよという案件が出てきました。これは、少なくともこちらの教育部局のほうではなかなか検討しづらいと思うんです。予算も伴いますし、いろんな環境が違います。それをいち早く町長部局であります道路なら道路の関係、施設なら施設の関係、そういうところと密接にかみ合わさんと、話は進んでいかんと思うんです。ですから、例えばそういうAPUにいろんな形で利活用を求めていくときに、少なくとも町長部局の学校設置、それが正しいかどうか私はわかりませんが、部局の方も私は同行すべきだと思っていますが、例えば、そういう話をするときには同行があったのかどうか。その辺だけでも教えてください。

○議長（白水 昭義君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（藤本 英示君） 先ほど、少し答弁の中でも申し上げたんですが、商工観光課の課長補佐と一緒に同行して、APUさんも大学ではありますが、一つの企業としての見方もできますので、企業として活用する上で、こういった活用の仕方ができますよという、一つの提案のパターンを説明していただいたということがあります。外向けの、先ほどアピールのことも議員のほうからお話がありましたが、実は、こういった施設がありますよというのを、もっと外に出したほうがいいのではないかという話も内部で確かに出ました。その中で、政策推進

課のほうに、今、課長、課長補佐、お訪ねして、うちのほうが協議して、こういうふうを考えているんですけど、いかがでしょうかという御相談をしたとき、もちろん、方法としてはこういう方法がありますよ、こういった方法でやれば協力してできますよというお話をいただきました。そういう話を踏まえた上で、商工観光課と行く中で、企業等にお話をするときに、もちろん広く知っていただくのは必要なんですが、今はちょっとはっきり申し上げられないところもあるんですけど、個別にアプローチしているところも若干あったりとかしていますので、ほかに決まったりすると、まずかたりすることも考えられるので、今ちょっと外向きに広くアピールするとうか、こういう施設がありますよというのをお伝えするのは抑えているような状況にはあります。ですので、教育委員会、それから町長部局の政策推進課、商工観光課、連携をしながら、利活用については検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） まさに、流している情報、それからある程度、内々で処理しなければならない情報、多々あるかと思えます。そういう中で、今、お答えをいただきましたけども、地域のあり方検討会というか、それも最も重要なんですけども、庁舎内のあり方検討会、これはやっぱりぜひ設けていただきたい。お互いの情報を共有しながら、何が一番、町にとっても地元にとっても、いろんな形で有利なのか。それをお互いがお互いの情報を共有した中で、いろんな結論づけをするべきだと、私はそういう位置づけに南端の小中学校は十分あるんじゃないかなろうかと思っております。

まさに、そういった交通網の関係といえば、当然、都市建設が別府土木とか、大分県とか、そういうところがかかわっております。施設といえば、当然、建築の係がかかわっているでしょう。そういう具体的な数字とか、項目を整理しながら、1日も早く明るい展望というか、それに向けてぜひ頑張っていたいただきたいと、もうお願いするばかりです。どうか1日も早い展望を目指して、町長の力強いお言葉を一言いただければ、私も安心しておりられるんですけども、よろしく願います。

○議長（白水 昭義君） 町長。

○町長（本田 博文君） このことについては、教育委員会、そして町長部局、しっかり情報の連携をとりながらやっております。だから、これから先の次のステップのときに、例えば都市建設課が必要なのか、公共交通網となったら政策推進課も必要でしょうし、商工観光課も必要でしょう。そのステージステージに応じて関係課と連携しながら、一刻も早くという川西議員のお話ありましたけども、我々も一刻も早く次の展開が見えるように、いろんな形で取り組んでいるところでございますので、先ほど川西議員も御協力をいただけるというお話でございましたから、こ

れからも地域と一緒にあって取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） ぜひお願いしたいと思います。常に何事かがあっても、すぐ使える状態と、かなりの施設がございます。校舎にしてもプールとかグラウンドとか、そういうものもございます。利用計画については、今、るる伺ったんで、今の管理状態、そしてこれからどのような形できちっとした健全な管理を行っていくか、予定がありましたらお聞かせください。

○議長（白水 昭義君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（藤本 英示君） 今後の維持管理についてでございます。南端小中学校の施設の維持管理につきましては、以前にもお答えしましたように、ほかの学校施設とほぼ同等に行っておりますので、施設の具体的な利活用が決定した際に、新たな使用目的に耐え得るような良好な状態であるよう、引き続き、施設の維持管理を継続してまいります。

ことしになってから取り決めをしたことなんですが、以前から不定期に維持管理、点検に行っておりましたが、管理簿を用意いたしまして、月2回、定期的に南端小中学校のほうの校舎に職員が赴いて、チェックポイントを決めて点検するようにしております。

以上でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） よろしく願いいたします。

それでは続きまして、日出町版働き方改革ということで一般質問のほう通告をさせていただいております。先ほども同僚議員からも先生方に対する長時間労働、そういった課題等の指摘もございましたけれども、2017年12月の広告大手電通の社員の方、それからNHKの女性記者の過労死等が引き金となり、国会でも働き方改革等が叫ばれております。命より大切な仕事はないという、結構、私もショッキングな言葉であったわけなんですけども、これは民間の会社のみならず、公務職場におきましても、大分県で15年、男性職員の過労死等が発生しております。これも長時間労働による公務災害というところの認定だろうと思うんですけども、県内では3人ほどいらっしゃるという情報もいただいております。

このような長時間労働に対しましては、大分県では働き方改革推進会議等を立ち上げ、県知事さんのいろんな一般質問等に対する答弁におきましても、この改革の推進、それから共同宣言案等も示されております。それにつきましては、人事担当の方も十分御存じだとは思いますが、当然、これは全国的な問題でもありますので、日出町の職場における働き方についても、やはりこの機に考えていかなければならないと私は思っております。

そこで、それを考えるにつきましては、まずはその皆さんがどういう形で今、現状働いておら

れるのか。その実態、そういうものについて一つずつお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、今年度をもちまして退職される方の、今わかっている範囲での予定者の方、それから新規の正職員の採用の状況について、現状把握で行っている範囲で教えていただきたいと思ひます。

○議長（白水 昭義君） 総務課長、野上悟君。

○総務課長（野上 悟君） 議員の御質問でございますが、本年度の退職予定者につきましては、11名でございます。また、新規採用者につきましては、9名を予定しております。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 委員会等でお尋ねしたときに、11名、それに対して新規補充者11名、今からの世代間を踏まえて、ある程度、二、三名カバーしながら採用していきたいというように私の記憶ではあるんですけども、この2名の差につきましては何かあったのでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 退職者につきましては、早期退職者が急遽2名ということで、やめられるということになりました。また、昨日も申し上げましたが、当初、11名ということで委員会で報告をしておりましたが、技師2名の予定をしておりましたが、他のほうに行かれるということで2名減になったところでございます。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） きのう、先輩議員が大体、こういう人事につきましても、大半のところを御質問いただいたところで、総務課長さんのほうから2人採用予定であったが、どうも土木職についてはうまくいかなかったという報告もございました。これは具体的には私も聞き及ぶところによりますと、御辞退をされたというふうに聞いておるんですけども、もうある面では委員会ではそういうことはないだろうと、あの時点ではないだろうとお聞きしちよったんですけど、何か特別な理由があったのでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 特別な理由というのは御本人に聞いてみないとわかりませんが、今受験される方は、いろんなどころを受験しております。その中では御本人さんがそちらを希望したということでありませう。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 特に土木の関係ということで、私もちょっと関心があるわけなんですけども。確かに併願といいますか、誰でも各市役所併願、民間企業との併願も行うとは思っています。そういう中であえて、その採用通知を出し、なおかつ日出町が選ばれなかった理由、

それはどういうところにあると私案で構いませんので思われますか。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 先ほど申しましたけど、これは御本人の最終的な判断でございます、その辺は確認をとれておりません。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） それもう御本人の判断するところなんですけど、私やっぱり若い人が職業選択するときに考えるのは、やっぱり地理的な要件とかいろんな要件があろうかと思えます。当然その中にも処遇、待遇の案件、今の若い人たちは必ずやっぱりある程度考えながら判断するんじゃないかと思うんです。当然ここの役場の職員となった場合の待遇なり、福利厚生なり、ある程度そういうのも比較しながら選択をしていくんじゃないかなというのが私のちょっと若干の不安、これから述べさせていただくところの案件にもかかわってくるわけなんですけども。

これ完全に土木現場では2人減として新年度を迎えなければいけないという状況において、これについては何らかの対応ちゅうんですか、現状何か考えられておりますか。もしあれば、御回答ください。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 技師については、例年よりなかなか日出町に来てくれないということとであります。今回もこのような事態になりました。

今後検討していますことにつきましては、当然例年実施しております採用試験に加えまして、社会人枠の設定や追加募集等も早急に検討し、今後事業化の事業に支障のないように職員の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 濟いませぬ、通告とそれともいけませんので、個別事案については以上とさせていただきたいと思います。

次に、1月末現在でお示ししています臨時の職員の方、それから非常勤の職員の方が何名おられるか教えてください。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） それでは申し上げます。正規職員につきましては212名、あと再任用職員5名、臨時職員につきましては56名、非常勤職員95名、合計で368名でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 若干復唱させていただきますと、正規の職員の方が212名、再雇用の方が5名、臨時職員の方が56名、非常勤職員の方が95名、計、臨時職員さんで

151名というところでございます。

現在、一部事務組合のほうに出向しておられる職員の数、それから研修で出られておられる職員の数を教えてください。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 出向等に出ている職員については、現在6名でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 研修で出られている方1名かな、県庁に……

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 済いません、詳しく言います。出向者という形で県に1名、別杵速見地域広域圏市町村圏事務組合2名ですね。それと赤松の杵築速見環境浄化組合で2名、それと大分県の後期高齢者医療広域連合に1名、それで計6名でございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） ありがとうございます。

続きまして、数字の羅列になるんですけども、部署ごとにおける平均の現在の残業時間はこれ、期間を把握している段階で、期間を区切ってでも構いません。それから、今目立つところの最高時間がどのような形になっているのか、教えられていただける範囲でお願いいたします。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 部署ごとの平均残業時間ということであります。これは実績はもう28年で申し上げます。1人当たり平均しますと8.3時間でございます。

あと部署ごとですが、多い順に3課ほど申し上げます。まず、当課の総務課が19.4時間ということになります。生涯学習課が17.8時間、商工観光課が14.3時間ということであります。いずれも総務につきましては、いろんな危機管理等がおりまして待機等もありまして選挙等もあります。あと生涯学習についてはいろんなイベント、土日等があります。また商工観光も同じように、イベント等で、そのような形でこの3課が特に多いようにあります。

以上です。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 特別偏って、例えば月に80時間とか70時間とか、そういった状況は年末から年始にかけては見受けられませんかでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 当課で言いますと、選挙等発生しますと、また選挙と並びに昨年いろんな災害が多くて、室を設けて、そういうふうな夜中まで待機したというときには、議員言われるような時間になった月もございます。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） ありがとうございます。次の質問にもあるんですけども、この第3期日出町の特定事業主の行動計画、これを見せていただくと、時間外勤務の縮減に努めましようという中でもう、年々増加傾向にあらうかと思うんですけども、全体的に見てやっぱりそういった時間外については増加傾向にあるんでしょうか。この計画にのっとった判断でも構わんですけども。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 議員おっしゃるように、年々増加傾向にあります。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 今のような数字的な把握ちゅうのがもう、こういう形で管理しながらやりましようとうたっているんですけども、これについては一般の職員の方には周知されているのかどうか、どういう形で一般の職員がこれに精通されるのか、その辺がありましたら御答弁をお願いします。

○議長（白水 昭義君） 総務課長。

○総務課長（野上 悟君） 今議員質問でございます。この第3期の日出町特定事業主行動計画につきましては、平成13年に計画を策定しております。その後、3期計画として平成27年から31年の5年間を計画期間として5年のスパンでしております。

今指摘がありますように、あとの答弁で申し上げたかったんですが、なかなかこれは周知できていないと、職員はなかなか。そういう部分では、今後しっかりこの行動計画を周知しながら、この目標に向かって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 客観的な数字の形は今のような形でございます。残業にしても、臨時・非常勤の方のこの数、少なくとも全体に対する数、これは前々から151名を数えているわけです。正規の方212名に対して臨時・非常勤の方が151名と、そしてどうしてもやっぱり残業等の増加は避けられないというような状況にあるという現実であらうかと思えます。その根源ちゆんか、その根源はいつも考えるんですけども、合併をせずに単独で歩むという判断をしてから、異常なまでの抑制された私は人員管理に伴って、この臨時・非常勤がふえ、また残業なんかもふえ、そして職員のいろんな健康課題が私は問題化しているんじゃないかと判断しています。

それで、そういう数字をもとに、例えばいつか私も言わせていただきましたけども、例えば大分県、大分県内では市町村課が出しております人口1万人当たりの職員数、これはいろんな状況もありましようけど、少なくとも大分市に次ぐ少ないのが日出町でございます。これは町長も十

分御存じかと思えます。

それから、総務省が出ております類似団体におけるところの職員数、これにつきましても日出町の場合、全国で103団体があるそうなんですけども、その中の中央と言えば中央なんですけど53番目。ただし、九重、玖珠、3町村については、類似団体として見ればポイント的にはもう10位とか11位とか、団体の2割5分のところを推移している職員数でございます。

面積等も勘案した中で見ますと、やはり日出町の今運用している職員は、全国的に見ても県下から見ても少ないんじゃないかと判断していますが、これについては町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（白水 昭義君） 町長。

○町長（本田 博文君） 他団体と比べるのは単純にはいかないんじゃないかなと思うんですね。合併団体、合併しなかった団体、それぞれ事情がありますから。じゃ、1万人当たり何人が適正なのかということも多分誰にもわからない世界だろうと思うんです。今、日出町が正規職員212名ということでおりますけども、この中で必要な人員については確保しようということで、ことしは9名の退職予定に対して11名対応するという方法をとってきたところですが、結果として逆になりましたけども。こういった形で業務量、業務の難易度の向上に応じて適正な人の配置は必要だろうというふうに思っています。

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 先輩議員の人事異動の際にも適正な配置については、町長のほうからも御答弁いただきました。前後するんですけども、新年度に向けた適正人事配置計画、これは重複するわけなんですけども、やはり町長がおっしゃられるように、職員のいいところを持っている、よいところを見出して適材適所を図る、これはもう当たり前のことだと思っています。ただ、これが一番難しいと私は思っております。職員のモチベーションをいかに上げるか、それが私は最大の課題ではないかと思っています。

とにかく業務量は年々増加しております。そして、私が職場で聞くところによると、今一番望まれておるのは、要するに働く仲間がほしいと、ともに働く仲間、すなわちもう職員の数が要するに限界に来ている。

ですから（発言する者あり）もう何にしても、何かの施策をやるにしても、いやいややっぱり職員の事務量が云々かんぬんちゅう課題が出てくるんだと思うんです。その辺を踏まえて、どうか積極的な定員管理、人事院に対して条例は234あるんです、まだ31あるんです。それを大いに活用して職員のモチベーションを引き上げて、平成30年度に向かっていっていただきたいんですけど、最後に一言、町長の強い見解をいただきたいと思えます。

○議長（白水 昭義君） 町長。

○町長（本田 博文君） 内容は今申し上げた答弁と変わりません。必要な人員を必要なように配置していこうという考えで、これからも職員配置に臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。（「もうだめ」と呼ぶ者あり）

○議長（白水 昭義君） 川西君。

○議員（6番 川西 求一君） 最後に（笑声）申しわけありません。一言だけお礼を言わせてください。今議会で退職される職員の皆さん、大変長い間奉職をしていただき本当御苦労さまでした。またこれからも町発展のために御尽力いただくことを節にお願いして、最後の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。済いません。

○議長（白水 昭義君） これで一般質問を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（白水 昭義君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白水 昭義君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後2時40分散会

---